

# 藤阪校区コミュニティ協議会 会則

## 【名称及び事務局】

第1条 本会は、藤阪校区コミュニティ協議会と称し、所在地を藤阪公民館（枚方市藤阪元町1-16-30）とする。

## 【目的】

第2条 本会は、構成員相互の連携を図ることにより、校区における住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい町づくりを進めることを目的とする。

## 【事業】

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次にあげる事業を行う。

1. 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関する事
2. 地域の生活環境の整備および改善などに関する事
3. 文化・スポーツ・レクレーションなどの活動に関する事
4. 防犯・交通対策などの諸問題への広域的な取り組みに関する事
5. その他の地域コミュニティに関する事

## 【構成員】

第4条 本会は校区内に居住する者をもって組織し次の委員を選ぶ。

1. 地区住民の自治組織代表、及び自治会で選出または推薦された者
2. 各種団体代表、及び各団体で推薦された者
3. 民生委員・児童委員、及び各種委員
4. 本会に賛同する者

## 【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 幹事 若干名
6. 会計監査 2名

## 【役員を選出】

第6条 役員は、構成員の代表の中から互選により選任する。

## 【役員の任期】

第7条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。

## 【役員の職務】

- 第8条
1. 会長は、本会を統括し、その運営にあたる。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は任務を代行する。
  3. 書記は、会議などの記録を行い、庶務を担当する。
  4. 会計は、会計事務を担当する。
  5. 幹事は、その部会を統括し、その運営にあたる。
  6. 会計監査は、会計を監査し結果を報告しなければならない。

【顧問】

第9条

市議会議員及び必要に応じて顧問を置くことができる。

【總會】

第10条

1. 總會は、第4条に規定する構成員の代表等で構成し、会長が招集する。
2. 總會は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、議決については全出席者の3分の2以上必要とし、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 本会の運営に関する事
  - (2) 事業の実施に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事
  - (4) 会則の制定、改廃に関する事
  - (5) その他、必要と認める事項
3. 第3条の事業を実施するため、必要に応じて専門部を設置することができる。

【構成員及び役員と自治組織代表の義務】

第11条

1. 構成員は、總會で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。
2. 役員と自治組織代表は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう、調整を図ると共に、事務を迅速に処理しなくてはならない。

【専門部会】

第12条

- 自治会部会
- 自主防災委員会
- 校区福祉委員会
- 防犯委員会
- 交通対策委員会
- 青少年部会

【経費】

第13条

1. 本会の活動にかかる経費は分担金、寄付金、市補助金及びその他の収入をもって充てる。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

【附則】

第14条

この会の設立年月日は平成6年6月1日で  
この会則は、平成6年6月1日より施行する。  
平成13年7月1日 改正  
平成15年4月15日 改正  
平成17年4月23日 改正  
平成29年5月13日 改正  
平成31年4月27日 改正